

災害時における食品衛生対策支援に関する協定書

平成30年2月9日

熊 本 県

一般社団法人熊本県食品衛生協会

熊本県（以下「甲」という。）と一般社団法人熊本県食品衛生協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他大規模な事故により災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する食品衛生に関する支援（以下「支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における食品等の衛生対策を推進し、避難所等での食中毒発生を防止することで、被災者の健康を守ることを目的に行う乙の甲に対する支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援業務の内容）

第2条 乙の支援業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）避難所等における食品の衛生的な取扱いの指導
- （2）食中毒発生予防のための普及啓発
- （3）衛生確保のための資材の提供及び運搬支援

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時において支援業務が必要であると認めるときは、乙に対し支援の要請を行うものとする。

- 2 前項の要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリなどで要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙は、乙のみでは要請された支援の実施が困難な場合は、乙は公益社団法人日本食品衛生協会に対して協議し、必要な支援を依頼することができる。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置をとるとともに、応諾の有無を速やかに甲に電話、ファクシミリ等で通知するものとする。

（支援の実施）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による支援の要請に応じた後は、現地責任者と業務の内容、方法等について相互に確認し、支援業務を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる支援業務が完了したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙の実施する支援業務の経費については、甲が負担すると認めたものを除き、原則として乙が負担する。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、支援業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、支援業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月9日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

乙 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

一般社団法人熊本県食品衛生協会

会長

二階堂輝男

災害時における被災者の支援に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における被災者の支援に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(支援業務の範囲)

第2条 協定第2条第3号に規定する甲が要請する衛生確保のための資材は、手指消毒用石けん、アルコールスプレー、使い捨て手袋等衛生確保に必要で、直ちに調達提供が可能なものとする。

(要請手続及び窓口)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲から乙への要請は、支援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、対応が可能となった後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙の協定にかかる窓口は、甲は、熊本県健康福祉部健康危機管理課、乙は、一般社団法人熊本県食品衛生協会事務局とする。

(報告書)

第4条 協定第6条に規定する実施状況の報告は、業務実績報告書（第2号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、対応が可能となった後、速やかに文書を提出するものとする。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

一般社団法人熊本県食品衛生協会長 様

熊本県知事

支援要請書(第 報)

災害時における被災者の支援に関する協定書第3条第2項の規定により、下記のとおり支援を要請します。

記

1. 要請の内容

- (1) 避難所等における食品の衛生的な取り扱いの指導要請の内容
- (2) 食中毒発生予防の普及啓発
- (3) 衛生確保のための資材の提供及び運搬支援

2. 要請の理由

3. 履行場所、期間

4. 要請日時

年 月 日 時 分

5. 担当者連絡先

- (1) 熊本県 所属
職・氏名
連絡先
- (2) 市町村 所属
職・氏名
連絡先

6. 備考

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

一般社団法人熊本県食品衛生協会長

業務実績報告書

災害時における被災者の支援に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 要請依頼日時
年 月 日 時 分頃
2. 実施業務内容
 - (1) 避難所等における食品の衛生的な取り扱いの指導
 - (2) 食中毒発生予防のための普及啓発
 - (3) 衛生確保のための資材提供及び運搬支援
提供資材、数量：
運 搬 先：
3. 従事者氏名
別添名簿のとおり
4. 履行の場所、期間
5. 報告担当者
6. 備考